

光化学オキシダント注意報等の発令について

1 趣旨

光化学オキシダントによる健康被害等を防止するため、大気汚染防止法及び富山県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、注意報発令等の措置を講じている。

＜光化学オキシダント＞

工場、自動車等からの排出ガスが、太陽光線で酸化性の強い刺激物質に変化する現象であり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度になりやすい。(※例年5～6月頃に高くなる傾向がある。)

近年は、これらの状況に当てはまらない場合でも中国大陸からの移流の影響等で、濃度が高くなることがある。

＜主な健康被害＞

目又は喉の痛み、せき、息切れ、吐き気、めまい等

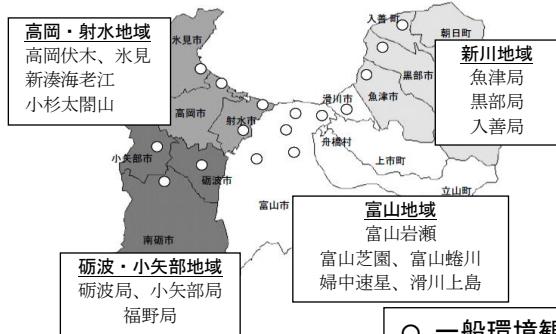
2 注意報等の発令基準

光化学オキシダントが次の濃度に該当し、気象条件からみて、汚染状況が継続すると認められる場合、地域ごとに発令する。

[ppm: 百万分の一]

| 区分 | 注意報 | 警報 | 重大警報 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 濃度 | 0.12ppm以上 | 0.24ppm以上 | 0.40ppm以上 |

観測局の配置



| 地域 | 構成市町村 |
|----------|---------------|
| 富山地域 | 富山市、滑川市及び中新川郡 |
| 高岡・射水地域 | 高岡市、氷見市及び射水市 |
| 新川地域 | 魚津市、黒部市及び下新川郡 |
| 砺波・小矢部地域 | 砺波市、小矢部市及び南砺市 |

○一般環境観測局

3 注意報発令時の連絡体制

県環境保全課からの一斉メール送信により、県下の保育所・幼稚園、小・中・高校などの学校、福祉施設、厚生センター・支所、富山市保健所、大学・高専などの関係機関約1,300か所に連絡する。

4 注意報発令時の措置

[健康被害の防止]

- ・テレビ、ラジオ、市町村広報車等による外出自粛の呼びかけ
- ・厚生センター・支所、富山市保健所による健康相談等の実施

[光化学オキシダント濃度の抑制]

- ・協力工場（燃料使用量の多い工場等15工場）に対する燃料使用量削減の勧告
- ・テレビ、ラジオ等による自動車使用自粛の呼びかけ

【過去の発令状況】

| 年度 地域 | 16 | 17～18 | 19 | 20～28 | 29 | 30～5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 富山 | 注意報2回 | なし | 注意報1回 | なし | なし | なし |
| 高岡・射水 | 注意報2回 | なし | 注意報1回 | なし | なし | なし |
| 新川 | 注意報2回 | なし | 注意報1回 | なし | 注意報1回 | なし |
| 砺波・小矢部 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |